

東京都社会保険労務士会支部細則の世田谷支部運用規約

(目的)

第1条 この規約は東京都社会保険労務士会（以下「本部」という）会則 並びに本部制定の支部細則を円滑に運用するため、世田谷支部（以下「支部」という）支部役員会の決議により定めるものである。

(事業)

第2条 支部が前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働、社会保険、労務管理に関する研究会、講習会の開催並びに関係図書資料の配布
- (2) 支部会員の職域拡大を計る為、シンポジウムの開催、会員名簿の配布を始め、各種の広報活動
- (3) 会員の親睦並びに福祉増進（含、支部慶弔見舞金規程）
- (4) その他前条の目的を達成するため必要事項

(役員の推薦)

第3条 支部細則第6条第1項に定める支部長の推薦方法は本部理事の互選によることとし、その他の支部役員の推薦方法は、支部会議の協議結果によるものとする。
役員の選任方法については、なるべく全会員が交互に支部運営に参加することを原則とする。

(本部役員・代議員)

第4条 本部役員候補者 並びに 連合会又は本部総会に出席する代議員候補者の推薦は支部役員会において行う。

但し、本部役員候補者については支部会議の承認を得るものとする。

- 2 本部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会で後任候補者を推薦し、次期支部会議の追認を受けるものとする。

(業務担当)

第5条 支部は、業務の運営上、職務拡大・厚生・労働・研修・広報・総務会計の各委員会を設置することができる。

- 2 支部長は支部の業務に関して、役員会の議を経て、支部役員に対し、役職担当を指名する。

(支部拠出金等)

第6条 支部は、支部細則第15条に定める本部負担の経費以外に、次に定める拠出金を徴収し、支部独自の（第2条）事業及び行事を行う。
但し、その事業は本部の事業目的の趣旨に反してはならない。

(1) 年額 開業・法人会員 金 12,000円

勤務等会員 金 6,000円

(2) 拠出金は4月1日より翌年3月31日までの年額を7月31日までに納入するものとし、年度途中の入会者については月割（1か月未満は1か月に切り上げ）とする。

(3) 拠出金は会員個人から徴収するものとし、法人からは徴収しない。

2 前項に掲げる拠出金のほか、その事業又は行事内容により、その都度受益者又は参加者負担金を徴収することができる。

3 本条に基づく拠出金等は特別会計とし、支部細則第15条第2条はこれを適用せず、監査を受けて定例支部会議に報告承認を求めるものとする。

4 第1項及び第2項に定める拠出金等を、所定期日までに納入しない者は、支部独自に行う事業及び行事（本部交付金により、行われるものを除く）に参加し、又はその便益を受けることができない。

期限後納入した場合であっても、納入以前の受益権については復活できないことがある。

5 一旦納入した拠出金は返還しない。

（名札の掲示）

第7条 支部は、渋谷神南合同庁舎（渋谷ハローワーク）及び世田谷年金事務所内に名札掲示板を設置し、希望する開業もしくは法人会員について名札を掲示する。

2 支部は、名札の新規掲示もしくは変更について、次の負担金を徴収する。

新規掲示：1箇所 6,000円

内容変更：1箇所 4,000円

（補則）

第8条 この規約の改廃は支部役員会において、出席者（委任状を含む）過半数の同意を得て行う。

2 この規約に定めのない事項で、必要な細目規約は支部役員会の議を経て、支部長がこれを定める。その改廃についても同じとする。

3 この規約は平成30年4月20日から改定実施する。

S56.10.1 制定

H6.4.14 改正

H24.4.13 改正

H30.4.20 改正